

令和6年度監事監査報告

国立大学法人法第11条第6項及び国立大学法人法施行規則第1条の2第5項並びに国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人千葉大学（以下「本学」という。）の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日）の業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監事は当期の監事監査計画及び監査手続きに従い、学長、理事、その他の教職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、必要に応じて監査室や附属病院監査委員会と連携して情報の収集及び監査の環境の整備を努めました。また役員会、経営協議会、経営戦略基幹会議、経営戦略会議、教育研究評議会、学長選考・監察会議等の重要な会議に出席し、学内の業務運営状況を確認するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。加えて重要な決裁書類等を閲覧し、事務局、学部、附属病院等主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査しました。

また、本学におけるガバナンス体制や学長及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表、決算報告書及び事業報告書につき記載内容を確認しました。

2. 監査の結果

(1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

本学の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうか監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められませんでした。

(2) 内部統制システムの整備及び運用に関する状況

内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められませんでした。

(3) 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員の職務の執行に関し、不正行為又は法令等に違反する事実については、特に指摘すべき事項は認められませんでした。

(4) 事業報告書の適切性

事業報告書は、本学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

(5) 財務諸表等の適切性

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年6月5日

国立大学法人千葉大学長

横手 幸太郎 殿

千葉大学監事 大井 直



千葉大学監事 山本 友子

